

新	旧
<p>第1条 〈銚子商工〉インターネットバンキングサービス について (略)</p> <p>3. 利用申込み</p> <p>(1) 本サービス利用申込者(以下「利用申込者」といいます。)は、本規定その他関連規定の内容を理解し、その内容が適用されることを承諾したうえで、当組合所定の利用申込書に所定の事項を記載し、申込手続きを行うものとします。</p> <p>(2) 利用申込者は以下の条件を全て満たす方に限ります。</p> <p>① 個人であること</p> <p>② 当組合の本支店に普通預金口座をお持ちであること</p> <p>③ インターネットに接続できる通信環境およびパソコンとインターネット経由のメールが受信できる電子メールアドレスをお持ちであること</p> <p>(3) 当組合は、次の場合には利用申込みを承諾しないことがあります。なお、利用申込者は、この不承諾につき異議を述べないものとします。</p> <p>① 利用申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき</p> <p>② その他当組合が利用を不相当と判断したとき</p> <p>4. 「代表口座」および「契約口座」 (略)</p> <p>(1) 代表口座</p> <p>当組合に所在する契約者と同一名義の普通預金口座の1つを代表口座として、<u>利用申込書にて届け出るものとします。</u>この代表口座では、照会サービス、振込・振替サービス、税金・各種料金払込みサービスがご利用いただけます。なお、利用申込みで代表口座として届け出た口座を変更することはできません。</p> <p>(2) 契約口座</p> <p>当組合本支店に所在する代表口座と同一名義の普通預金口座を、本サービスによる取引に使用する契約口座として、照会サービス、振込・振替サービス、税金・各種料金払込みサービスがご利用いただけます。</p> <p>5. 本サービスの申込み内容における追加・削除・変更 (略)</p> <p>6. 本サービスの利用できる日および時間 (略)</p>	<p>第1条 〈銚子商工〉インターネットバンキングサービス について (略)</p> <p>3. 利用申込み</p> <p>(1) 本サービス利用申込者(以下「利用申込者」といいます。)は、本規定その他関連規定の内容を理解し、その内容が適用されることを承諾したうえで、当組合所定の利用申込書に所定の事項を記載し、申込手続きを行うものとします。</p> <p>(2) 利用申込者は以下の条件を全て満たす方に限ります。</p> <p>① 個人であること</p> <p>② 当組合の本支店に普通預金口座<u>または当座預金口座</u>をお持ちであること</p> <p>③ インターネットに接続できる通信環境およびパソコンとインターネット経由のメールが受信できる電子メールアドレスをお持ちであること</p> <p>(3) 当組合は、次の場合には利用申込みを承諾しないことがあります。なお、利用申込者は、この不承諾につき異議を述べないものとします。</p> <p>① 利用申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき</p> <p>② その他当組合が利用を不相当と判断したとき</p> <p>4. 「代表口座」および「契約口座」 (略)</p> <p>(1) 代表口座</p> <p>当組合に所在する契約者と同一名義の普通預金口座<u>または当座預金口座</u>の1つを代表口座として、<u>本サービスの月額基本手数料引落口座</u>とします。この代表口座では、照会サービス、振込・振替サービス、税金・各種料金払込みサービスがご利用いただけます。なお、利用申込みで代表口座として届け出た口座を変更することはできません。</p> <p>(2) 契約口座</p> <p>当組合本支店に所在する代表口座と同一名義<u>ならびに契約者の本社・支店・営業所等の名義、またはこれに類する名義</u>の普通預金口座<u>または当座預金口座</u>を、本サービスによる取引に使用する契約口座として、照会サービス、振込・振替サービス、税金・各種料金払込みサービスがご利用いただけます。</p> <p>5. 本サービスの申込み内容における追加・削除・変更 (略)</p> <p>6. 本サービスの利用できる日および時間 (略)</p>

新	旧
<p><u>7. 本サービスの届出印</u> 当組合は、代表口座のお届出印を本サービスにおけるお届出印とします。代表口座として届け出た口座のお届出印を、今後発生する本サービスに関する一切の書面による申込み、届出、依頼、通知等に使用するものとします。当組合は、代表口座のお届出印を押捺して作成した書面であれば、本サービスに関する契約者の意思を表示した書面であるものとみなします。</p> <p>8. 利用者責任 契約者は、本規定を承認し自らの判断と責任において本サービスを利用するものとします。</p> <p>第2条 ID、パスワード等の登録・管理</p> <p>1. 「<u>仮確認用パスワード</u>」の届出 契約者は、本サービスの利用申込時に、お取引の契約者本人であることを確認するため「<u>仮確認用パスワード</u>」を当組合所定の書面により届け出るものとします。<u>当組合では、この利用申込みにより開設のための登録を行い、届け出た住所宛に「仮ログインパスワード」を記載した「手続き完了のお知らせ」を郵送します。</u></p> <p>2. 「ログインID」の登録 契約者は、初回利用時、ご利用のパソコンから当組合所定の方法により、当組合に予め届け出た「<u>代表口座</u>」「<u>仮確認用パスワード</u>」と当組合が契約者の届け出た住所宛に通知した「<u>手続き完了のお知らせ</u>」に記載された「<u>仮ログインパスワード</u>」を入力して、任意のログインIDを登録するものとします。当組合は管理している「<u>代表口座</u>」「<u>仮確認用パスワード</u>」「<u>仮ログインパスワード</u>」との一致を確認して契約者本人であると認識しログインIDの登録を受付けるものとします。このログインIDは、随時変更が可能です。</p> <p>3. 初回利用時のパスワード変更 ログインID登録後、直ちに「<u>仮ログインパスワード</u>」および「<u>仮確認用パスワード</u>」を任意のパスワードに変更してください。<u>この手続きによって契約者が届け出たパスワードを「ログインパスワード」「確認用パスワード」とします。</u></p> <p>第3条 本人確認</p>	<p>7. 利用者責任 契約者は、本規定を承認し自らの判断と責任において本サービスを利用するものとします。</p> <p>第2条 ID、パスワード等の登録・管理</p> <p>1. 「<u>ログインパスワード</u>」、「確認用パスワード」の届出 契約者は、本サービスの利用申込時に、お取引の契約者本人であることを確認するため「<u>ログインパスワード</u>」、「確認用パスワード」を当組合所定の書面により届け出るものとします。</p> <p>2. 「ログインID」の登録 契約者は、初回利用時、ご利用のパソコンから当組合所定の方法により、当組合に予め届け出た「<u>ログインパスワード</u>」「<u>確認用パスワード</u>」を入力して、任意のログインIDを登録するものとします。当組合は管理している「<u>ログインパスワード</u>」、「<u>確認用パスワード</u>」との一致を確認して契約者本人であると認識しログインIDの登録を受付けるものとします。このログインIDは、随時変更が可能です。</p> <p>3. 初回利用時のパスワード変更 ログインID登録後、直ちに「<u>ログインパスワード</u>」および「<u>確認用パスワード</u>」を任意のパスワードに変更してください。</p> <p>第3条 本人確認</p>

新	旧
<p>1. 本人確認方式 (略)</p> <p>2. ワンタイムパスワードの取扱い 「ワンタイムパスワード方式」をお申込みの場合は、トークンアプリ <u>もしくはワンタイムパスワード生成機</u>により表示・生成され、60 秒毎に変化する可変的なパスワード（以下、「ワンタイムパスワード」といいます。）を用いることにより本人確認を行います。</p> <p>(1) トークンの種類 トークンの利用方式は、以下の方式があります。</p> <p>① ソフトウェアトークン方式 ソフトウェアトークンアプリを契約者の携帯電話もしくはスマートフォンにダウンロードして利用する方式</p> <p><u>② ハードウェアトークン方式</u> <u>当組合から契約者に交付するワンタイムパスワード生成機を利用する方式</u></p> <p>(2) ソフトウェアトークン方式 (略)</p> <p><u>(3) ハードウェアトークン方式</u></p> <p><u>① 利用方法</u> <u>ワンタイムパスワード利用開始時には、当組合が契約者に発送する専用のパスワード生成機（ハードウェアトークン）により初期設定を行っていただきます。</u> <u>ワンタイムパスワード利用開始後は、本サービスログイン時に、ログインパスワードに加えてハードウェアトークンに表示・生成されるワンタイムパスワードを入力していただき、当組合が受信したワンタイムパスワードと当組合が保有するワンタイムパスワードとの一致を確認することで本人確認を致します。</u></p> <p><u>② 有効期限</u> <u>ハードウェアトークンの有効期限は、当組合が定める期限までとします。当組合は、有効期限が到来する前に新しいトークンを契約者に発送しますので、当組合所定の方法により有効期限の更新を行ってください。</u></p> <p><u>③ ハードウェアトークの取扱い</u> <u>ア. 契約者は、ハードウェアトークンを厳重に管理し、紛失、盗難に遭わな</u></p>	<p>1. 本人確認方式 (略)</p> <p>2. ワンタイムパスワードの取扱い 「ワンタイムパスワード方式」をお申込みの場合は、トークンアプリにより表示・生成され、60 秒毎に変化する可変的なパスワード（以下、「ワンタイムパスワード」といいます。）を用いることにより本人確認を行います。</p> <p>(1) トークンの種類 トークンの利用方式は、以下の方式があります。</p> <p>① ソフトウェアトークン方式 ソフトウェアトークンアプリを契約者の携帯電話もしくはスマートフォンにダウンロードして利用する方式</p> <p>(2) ソフトウェアトークン方式 (略)</p>

新	旧
<p><u>いよう十分注意してください。ハードウェアトークンの紛失、盗難等に遭われた場合は、速やかに当組合までご連絡ください。</u></p> <p><u>イ. 契約者が本サービスを解約された場合、ハードウェアトークンは無効となります。</u></p> <p>第8条 振込・振替サービス (略)</p> <p>4. 振込振替資金等の引落し 当組合は、振込振替資金・振込手数料（以下「振込振替資金等」といいます。）を、当組合の普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）の定めにかかわらず、預金通帳・払戻請求書の提出なしに、指定日の当組合所定の時間に指定された支払指定口座から引落します。</p> <p>(略)</p> <p>9. 取引内容の確認等 (1) 振込・振替サービスによる取引後は、速やかに本サービスにより処理状況を照会してください。また、預金通帳への記入により取引内容を確認してください。 (2) 前号の場合において万一取引内容に相違がある場合は、直ちにその旨を支払指定口座のある取引店へご連絡ください。 (3) 契約者と当組合の間で取引内容について疑義が生じた場合には、当組合が保存する電磁氣的記録等の記録内容を正当なものとして取扱うものとします。</p> <p>第9条 税金・各種料金払込みサービス「Pay-easy（ペイジー）」 (略)</p> <p>5. 払込資金の引落し 当組合は、前項の規定に基づき依頼内容が確定した場合には、当組合の普通預金規定（総合口座取引規定を含む。）の定めにかかわらず、預金通帳・払戻請求書の提出なしに、依頼日当日の当組合所定の時間に、払込資金を契約者の指定した支払指定口座から引落します。</p> <p>第10条 手数料 1. 月額基本手数料の支払い</p>	<p>第8条 振込・振替サービス (略)</p> <p>4. 振込振替資金等の引落し 当組合は、振込振替資金・振込手数料（以下「振込振替資金等」といいます。）を、当組合の普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、<u>当座勘定規定</u>の定めにかかわらず、預金通帳・払戻請求書<u>または小切手</u>の提出なしに、指定日の当組合所定の時間に指定された支払指定口座から引落します。</p> <p>(略)</p> <p>9. 取引内容の確認等 (1) 振込・振替サービスによる取引後は、速やかに本サービスにより処理状況を照会してください。また、預金通帳への記入<u>または当座勘定照合表</u>により取引内容を確認してください。 (2) 前号の場合において万一取引内容に相違がある場合は、直ちにその旨を支払指定口座のある取引店へご連絡ください。 (3) 契約者と当組合の間で取引内容について疑義が生じた場合には、当組合が保存する電磁氣的記録等の記録内容を正当なものとして取扱うものとします。</p> <p>第9条 税金・各種料金払込みサービス「Pay-easy（ペイジー）」 (略)</p> <p>5. 払込資金の引落し 当組合は、前項の規定に基づき依頼内容が確定した場合には、当組合の普通預金規定（総合口座取引規定を含む。）、<u>当座勘定規定</u>の定めにかかわらず、預金通帳・払戻請求書<u>または小切手</u>の提出なしに、依頼日当日の当組合所定の時間に、払込資金を契約者の指定した支払指定口座から引落します。</p> <p>第10条 手数料 1. 月額基本手数料の支払い</p>

新	旧
<p><u>月額基本手数料は無料といたします。</u></p> <p>2. 振込手数料の支払い (略)</p> <p>3. 手数料の引落し 当組合は第1項および第2項の手数料の支払いについて、当組合普通預金規定(総合口座取引規定を含みます。)の定めにかかわらず、預金通帳・払戻請求書の提示なしに、振込手数料については前項に定める預金口座から引落します。</p> <p>第17条 関係規定の適用・準用 本規定に定めのない事項については、普通預金規定(総合口座取引規定を含みます。)、振込規定等の各規定により取扱います。これらの規定と本規定との間で取扱いが異なる場合、本サービスに関して本規定が優先的に適用されるものとします。</p> <p>第18条 規定の変更等 <u>(1) 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合のウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> <u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">R06-04-01</p>	<p><u>契約者は、本サービスの利用にあたって、申込日の属する月の翌月分から、当組合所定の日に当組合所定の月額基本手数料を支払うものとします。(申込月は月額基本手数料を無料とします。)</u> 月額基本手数料は無料といたします。</p> <p>2. 振込手数料の支払い (略)</p> <p>3. 手数料の引落し 当組合は第1項および第2項の手数料の支払いについて、当組合普通預金規定(総合口座取引規定を含みます。)、<u>当座勘定規定</u>の定めにかかわらず、預金通帳・払戻請求書<u>または小切手</u>の提示なしに、<u>月額基本手数料については代表口座から、</u>振込手数料については前項に定める預金口座から引落します。</p> <p>第17条 関係規定の適用・準用 本規定に定めのない事項については、普通預金規定(総合口座取引規定を含みます。)、<u>当座勘定規定</u>、振込規定等の各規定により取扱います。これらの規定と本規定との間で取扱いが異なる場合、本サービスに関して本規定が優先的に適用されるものとします。</p> <p>第18条 規定の変更等 <u>当組合は、本規定を当組合の都合によりいつでも変更することができるものとします。なお、変更日以降、契約者が新たに本サービスを利用された場合、変更後の規定を承認したものとみなし、当組合の責めによる場合を除き、当組合の変更によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。</u></p> <p style="text-align: right;">H29.10</p>